

介護支援専門員実務研修実習実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）実施事業者（以下「研修実施者」という。）、実務研修における実習受入協力事業者（以下「受入事業者」という。）及び介護支援専門員実務研修受講者（以下「実習生」という。）が、実習にあたり遵守すべき事項を定めるものとする。

(実習期間)

第2条 実習期間は、概ね3日間とする。

(実習場所)

第3条 実習場所は、原則として受入事業者の居宅介護支援事業所（以下「受入事業所」という。）及び実習指導者との同行訪問で訪れる当該居宅介護支援事業所の利用者（以下「利用者」という。）の自宅等とし、受入事業者が選定するものとする。

(実習の内容)

第4条 実習場所において、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務など一連のケアマネジメントプロセスの実習を行う。

(連携と協力)

第5条 研修実施者と受入事業者は、実習の実施に当たって、緊密に連携協力し、実習が円滑に実施できるよう努めるものとする。

(事故の責任)

第6条 第4条に規定する実習において、実習生の故意又は過失により、受入事業者又は第三者に損害を与えた場合は、実習生がその損害賠償の責任を負うものとする。

(緊急時の対応)

第7条 実習生は、受入事業者に対し、あらかじめ緊急時における連絡先を伝えておくものとする。

2 実習中に事故等が発生した場合は、実習生は、受入事業者に対し、速やかに連絡するものとする。

ただし、やむを得ない事情により、実習生が直ちに受入事業者に連絡することが困難な場合は、当該事故等の対応後、速やかに受入事業者に連絡するものとする。

(利用者への説明と同意等)

- 第8条 受入事業者は、利用者に対して、実習の目的や内容、期間等についての説明を適切に行い、あらかじめ同意を得るものとする。
- 2 受入事業者は、利用者の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。

(実習生に係る受入事業者の義務等)

- 第9条 受入事業者は、実習生に関する個人情報について守秘義務を負うものとする。
- 2 受入事業者は、実習生の権利を侵害しないよう適切な配慮を行うものとする。

(実習受入協力事業所登録申請書の提出)

- 第10条 受入事業者は、別紙1「福岡県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書」により、あらかじめ福岡県に申請するものとする。
- 2 受入事業者は、登録決定した内容に変更が生じた場合、速やかに別紙2「福岡県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録事項変更届出書」を福岡県に届け出るものとする。

(実習生の義務)

- 第11条 実習生は、実習開始の日に、別紙3「福岡県介護支援専門員実務研修実習同意書」を研修実施者及び受入事業者に提出するものとする。
- 2 実習生は、実習期間中に知り得た事実について、実習期間中はもとより、実習修了後においても、守秘義務を負うものとする。
- 3 実習期間中の実習日及び実習時間は、受入事業所の職員の勤務日及び勤務時間、実習内容等を勘案し、受入事業所における実習指導者と実習生で協議して定めるものとする。

(実習の評価)

- 第12条 受入事業者は、実習生が修了した実習に関して、別紙4「福岡県介護支援専門員実務研修実習報告書兼評価書」により評価を行うこととする。
- 2 実習の評価は、受入事業所の実習指導者が行うものとする。

(その他)

- 第13条 その他実習にあたり必要な事項は、研修実施者、受入事業者及び実習生の協議の上、決定することとする。

附 則

この要領は、平成28年8月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月7日から施行する。